

～農薬を販売される方へ～

農薬を販売する際は、
購入される方に説明をお願いします。

農薬を使用する際は周辺への配慮が必要です！

- ① 農薬は定められた方法で使用する場合に、その安全性が確認されています。ラベルをよく読まれ、必ず適用の範囲内で使用しましょう。
- ② 住宅地周辺で使用する場合は、周辺にお住まいの方に事前にお知らせしましょう。

特に蜜蜂について記載のある農薬を販売する場合は、使用上の注意事項を購入者に周知しましょう。



- ① 水稲は、蜜源作物ではありませんが、開花期には、水田周辺の蜂場の蜜蜂が水田に飛来することがあります。
- ② 水田に散布する殺虫剤が蜜蜂にかかると被害が生じる可能性があります。
- ③ 蜜蜂について記載のある農薬を使用する場合は、蜜蜂の巣箱及びその周辺に飛散しないよう注意しましょう。

相 談 窓 口

担当係

連絡先

山口県農業振興課

農業技術班

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL : 083-933-3366

FAX : 083-933-3399

～蜜蜂を飼育されている方へ～

蜜蜂の農薬被害防止に努めましょう

1 農薬散布者との情報共有に努めましょう。

① 農薬散布者は、農薬を散布する付近で、蜜蜂が飼育されていることを知らないことがあります。

被害を未然に防ぐために、**巣箱周辺**の農薬散布者に対して、飼育場所の情報提供を行いましょ。

② 農薬の散布地域や時期、時間帯等について、積極的に情報を集め、**巣箱を退避させる**などして被害を未然に防ぎましょ。



☆水稻のカメムシ防除に注意して下さい！

- ・水稻は、蜜源作物ではありませんが、開花期には、水田周辺の蜂場の蜜蜂が水田に飛来することがあります。
- ・水田に散布する**殺虫剤が蜜蜂に直接かかる**と被害が生じる可能性があります。
- ・カメムシ防除の**殺虫剤が蜜蜂に直接かかる**確率が高い場所(水田で囲まれた場所や周辺に水稻以外の花粉源が少ない場所)では、できるだけ巣箱の設置を避けましょ。

2 移動が不可能な場合

① 巣門を塞ぐ方法がありますが、蒸殺の危険性が高く、最終手段であるとされており、巣門を塞ぐ場合は、日陰に置いたり、水をかけることが推奨されています。(参考：養蜂マニュアル)

窓 口	連絡先	管轄市町
柳井農林水産事務所畜産部 (東部家畜保健衛生所)	〒742-0031 柳井市南町1-10-3 TEL:0820-22-2416 FAX:0820-22-2453	下松市、岩国市、光市、柳井市、 周南市、周防大島町、和木町、 上関町、田布施町、平生町
山口農林水産事務所畜産部 (中部家畜保健衛生所)	〒754-0897 山口市嘉川671-5 TEL:083-989-2517 FAX:083-989-2518	宇部市、山口市、防府市、 美祢市、山陽小野田市
下関農林事務所畜産部 (西部家畜保健衛生所)	〒750-0421 下関市豊田町殿敷1892 TEL:083-766-1018 FAX:083-766-0239	下関市
長門農林水産事務所畜産部	〒759-4401 長門市日置上1251-6 TEL:0837-37-5606 FAX:0837-37-5611	長門市
萩農林水産事務所畜産部 (北部家畜保健衛生所)	〒758-0061 萩市椿3621-1 TEL:0838-22-5677 FAX:0838-22-2285	萩市、阿武町